(三)　除染等の措置等

(1)　環境大臣は、国が除染等の措置等を実施する必要がある地域を除染特別地域として指定することができ、当該除染特別地域について、除染等の措置等を総合的かつ計画的に講ずるため、特別地域内除染実施計画を定めなければならないこととした。（第二五条及び第二八条関係）

(2)　国は、除染特別地域について、特別地域内除染実施計画に従って、除染等の措置等を実施しなければならないこととした。（第三〇条関係）

(3)　環境大臣は、汚染状態が要件に適合しないと認められる場合等は、汚染状況重点調査地域を指定することとし、都道府県知事又は政令で定める市町村の長（以下「都道府県知事等」という。）は、汚染状況重点調査地域内の汚染状況について調査測定をすることができることとした。（第三二条及び第三四条関係）

(4)　(6)の除染実施計画の対象となる区域（以下「除染実施区域」という。）内の土地であって次に掲げるもの及びこれに存する工作物等に係る除染等の措置等は、次に定める者が実施することとした。（第三五条第一項関係）

イ　国が管理する土地　国

ロ　都道府県が管理する土地　当該都道府県

ハ　市町村が管理する土地　当該市町村

ニ　環境省令で定める者が管理する土地　当該環境省令で定める者

ホ　イかニに掲げる土地以外の土地　当該土地が所在する市町村

(5)　(4)のホのうち農用地又はこれに存する工作物等にあっては、当該市町村の要請により、都道府県が除染等の措置等を実施することができることとした。また、(4)のイからホまでに掲げるもの又はこれに存する工作物等にあっては、国、都道府県、市町村、土地等の所有者等が、それぞれの合意により、除染等の措置等を実施することができることとした。（第三五条第二項及び第三項関係）

(6)　都道府県知事等は、汚染状況重点調査地域内の区域であって、(3)の規定による調査測定の結果等により汚染状態が要件に適合しないと認めるものについて、除染実施計画を定めることとした。（第三六条関係）

(7)　除染実施計画に位置付けられた除染等の措置等の実施者は、除染実施計画に従って、除染等の措置等を実施しなければならないこととした。（第三八条関係）

(8)　除染等の措置等及び当該措置等の委託については、基準に従わなければならないこととした。（第四〇条及び第四一条関係）

(9)　国は、都道府県知事、市町村長等から要請があった場合、当該都道府県、市町村等に代わって自ら(三)に規定する措置（(3)に規定する都道府県知事等が実施する調査等を除く。）を行うこととした。（第四二条関係）

5　費用

(一)　国は、地方公共団体が施策を推進するために必要な費用についての財政上の措置等を講ずることとした。（第四三条関係）

(二)　この法律に基づき講ぜられる措置は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三六年法律第一四七号）第三条第一項の規定により関係原子力事業者が賠償する責めに任ずべき損害に係るものとして、当該関係原子力事業者の負担の下に実施されることとした。（第四四条関係）

(三)　国は、1の(二)に規定する社会的な責任に鑑み、地方公共団体等が滞りなくこの法律に基づく措置を講ずることができ、かつ、当該措置に係る費用の支払が関係原子力事業者により円滑に行われるよう、必要な措置を講ずることとした。（第四五条関係）

6　雑則

(一)　特定廃棄物又は除去土壌（以下「汚染廃棄物等」という。）の不法投棄禁止、特定廃棄物の焼却禁止、汚染廃棄物等の処理を業として行うことの禁止を定める規定を設けることとした。（第四六条～第四八条関係）

(二)　報告徴収や措置命令等について必要な規定を設けることとした。（第四九条～第五一条関係）

(三)　国は、汚染廃棄物等の処理のために必要な施設の整備その他の事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理及び除染等の措置等を適正に推進するために必要な措置を講ずることとした。（第五三条関係）

7　罰則について必要な規定を設けることとした。（第六〇条～第六三条関係）

8　施行期日等

(一)　政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行状況を検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。（附則第五条関係）

(二)　政府は、放射性物質に関する法制度の在り方について検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずることとした。（附則第六条関係）

(三)　政府は、原子力発電所において事故が発生した場合における当該事故に係る原子炉等に関する規制の在り方等について検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずることとした。（附則第七条関係）

(四)　その他この法律の施行に関し必要な規定を置くとともに、関係法律について所要の改正を行うこととした。

(五)　この法律は、公布の日から施行することとした。ただし、4の(二)及び(三)、6の(一)及び(二)並びに7の規定は平成二四年一月一日から施行することとした。

◇環境省組織令の一部を改正する政令（政令第二七七号）（環境省）

総合環境政策局及び同局環境計画課の所掌事務に関して、公害防止計画の策定の指示及び同意に関することを削除することとした。

◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令（政令第二七八号）（総務省）

1　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、次の総務省関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。（第一条～第四条関係）

(一)　地方自治法施行令（昭和二二年政令第一六号）

(二)　地方税法施行令（昭和二五年政令第二四五号）

(三)　公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和四六年政令第三二五号）

(四)　総務省組織令（平成一二年政令第二四六号）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う文部科学省関係政令の整備に関する政令（政令第二七九号）（文部科学省）

1　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二三年法律第一〇五号）の施行に伴い、文部科学省関係政令の規定の整備を行うこととした。（第一条及び第二条関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整理に関する政令（政令第二八〇号）（厚生労働省）

1　厚生労働省関係政令等の整理

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二三年法律第一〇五号）の施行に伴い、地域保健法施行令、国有財産法施行令及び地域雇用開発促進法第五条第五項及び第六条第六項の審議会を定める政令について所要の規定の整理を行うこととした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う農林水産省関係政令の整理に関する政令（政令第二八一号）（農林水産省）

1　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二三年法律第一〇五号）の施行に伴い、農林水産省関係政令の規定の整理を行うこととした。（第一条～第三条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。